

議案第54号

北本市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

北本市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成23年8月29日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市総合福祉センター設置及び管理条例（平成3年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「日常動作訓練、生活指導、健康チェック、介護者教室の実施、養護、入浴サービス、給食サービス及び送迎」を「老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する事業」に改め、同条第2号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第3号を削る。

第4条第1号中「老人デイサービス施設並びに生活介護事業及び地域活動支援センター事業」を「老人デイサービス事業及び生活介護事業」に改め、「これらを」を削る。

第5条第2号中「及び地域活動支援センター事業」を削る。

第17条第1号中「老人デイサービス施設」を「老人デイサービス事業を行う施設」に改め、同号ア中「（昭和38年法律第133号）」を削り、同条第2号中「及び地域活動支援センター事業」を削り、同号中

イを削り、ウをイとし、同号エ中「その他」を「ア及びイに掲げるもののほか、」に改め、同号エを同号ウとする。

第26条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「使用料」を「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料金」に改め、同項第1号中「第2号エ」を「第2号ウ」に改め、同項第2号中「第28条第1項第5号」を「第28条第1項第6号」に改め、「額」の次に「及び同条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額」を加え、同項第3号を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項及び第4項を削る。

第28条を第29条とし、第27条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料等を」を「利用料金を市長の承認を得て」に改め、同条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入)

第27条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

別表中「金額」を「利用料金の上限額」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定及び第26条第2項第2号の改正規定中「第28条第1項第5号」を「第28条第1項第6号」に改める部分は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。